

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | |
|--------------------------|---|
| 契約案件名 | 総合行政ネットワーク府域ネットワーク機器賃貸借業務 |
| 担当部・課名 | 総務部 行財政構造改革推進室 |
| 契約相手方の名称(商号)及び所在地 | NTT・TCリース株式会社 関西支店 大阪府大阪府中央区淡路町四丁目2番13号 |
| 契約金額(税込) | 1,847,868円 |
| 契約締結日 | 令和6年12月19日 |
| 契約期間 | 契約締結日～令和8年1月31日 |
| 根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項) | <p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> |
| 随意契約理由 | <p>現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成31年度に大阪電子自治体連絡会(現在の大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(以下「Govtech大阪」)という。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和7年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>当初、第五次LGWANが令和7年4月運用開始だったことを踏まえて、令和5年7月20日にLGWAN府域ネットワーク運営連絡会(令和5年度第1回)が開催され、Govtech大阪の事務局から上記契約の1年間の延長契約が提案された。</p> <p>この提案は、共同調達で選定された事業者との現行契約を延長するものであるため、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p> |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | |
|--------------------------|--|
| 契約案件名 | 総合行政ネットワーク府域ネットワークの更新及び運用・保守管理業務 |
| 担当部・課名 | 総務部 行財政構造改革推進室 |
| 契約相手方の名称(商号)及び所在地 | 西日本電信電話株式会社 関西支店 大阪府大阪市西区阿波座2丁目1-11 |
| 契約金額(税込) | 1,482,360円 |
| 契約締結日 | 令和6年12月19日 |
| 契約期間 | 契約締結日～令和8年1月31日 |
| 根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項) | <p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> |
| 随意契約理由 | <p>現在、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」)府域ネットワークに係る契約は、平成31年度に大阪電子自治体連絡会(現在の大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(以下「Govtech大阪」)という。)による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和7年1月31日をもって契約期間を満了する。</p> <p>当初、第五次LGWANが令和7年4月運用開始だったことを踏まえて、令和5年7月20日にLGWAN府域ネットワーク運営連絡会(令和5年度第1回)が開催され、Govtech大阪の事務局から上記契約の1年間の延長契約が提案された。</p> <p>この提案は、共同調達で選定された事業者との現行契約を延長するものであるため、他の事業者と契約することは考えられない。よって、本契約締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするものである。</p> |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 契約案件名 | 阪南市介護予防拠点事業運営業務委託（下荘小学校区及び桃の木台小学校区） | |
| 担当部・課名 | 健康福祉部 介護保険課 | |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地 | 一般社団法人リュウ 大阪府阪南市鳥取中126-1 | |
| 契約金額（税込） | 23,166,000 円 | |
| 契約締結日 | 令和6年12月下旬日（予定） | |
| 契約期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 | |
| 根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項） | ■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 | |
| | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | 本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託及び阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。 |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 契約案件名 | 阪南市介護予防拠点事業運営業務委託（西鳥取小学校区及び舞小学校区） | |
| 担当部・課名 | 健康福祉部 介護保険課 | |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地 | 特定非営利活動法人くらしのたすけあいえぶろんの会 大阪府阪南市光陽台1丁目16番10号 | |
| 契約金額（税込） | 23,166,000 円 | |
| 契約締結日 | 令和6年12月下旬日（予定） | |
| 契約期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項） | ■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 | |
| | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | 本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託及び阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定により、随意契約する。 |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 契約案件名 | 阪南市介護予防拠点事業運営業務委託（東鳥取小学校区及び朝日小学校区） | |
| 担当部・課名 | 健康福祉部 介護保険課 | |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地 | 特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブ 大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号 | |
| 契約金額（税込） | 18,981,600 円 | |
| 契約締結日 | 令和6年12月下旬日（予定） | |
| 契約期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項） | ■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 | |
| | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | 本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託及び阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定により、随意契約する。 |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 契約案件名 | 阪南市介護予防拠点事業運営業務委託（尾崎小学校区及び上荘小学校区） | |
| 担当部・課名 | 健康福祉部 介護保険課 | |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地 | 一般社団法人リュウ 大阪府阪南市鳥取中126-1 | |
| 契約金額（税込） | 23,166,000 円 | |
| 契約締結日 | 令和6年12月下旬日（予定） | |
| 契約期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 | |
| 根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項） | ■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 | |
| | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | 本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託及び阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。 |

(様式1)

随意契約案件及び理由書

| | | |
|------------------------------|--|--|
| 契約案件名 | 阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託（東鳥取小学校区及び朝日小学校区） | |
| 担当部・課名 | 健康福祉部 介護保険課 | |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地 | 特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブ 大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号 | |
| 契約金額（税込） | 57,432,000 円 | |
| 契約締結日 | 令和6年12月下旬日（予定） | |
| 契約期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日 | |
| 根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項） | ■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 | |
| | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 | |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| | 随意契約理由 | 本業務は、介護保険法に規定する一般介護予防事業を実施するため高齢者だけではなく、障がい者や子ども等の多世代を含めた地域住民と交流できるよう、共生型の介護予防拠点の設置をし、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。 当該業務については、「阪南市介護予防拠点事業運営業務委託及び阪南市介護予防拠点事業施設管理業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、提案公募型プロポーザル方式で、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定により、随意契約する。 |